

いいの事務所 ニュース

Be Ambitious Social Insurance Labor Consultant
Corporation

2023/04/10

VOL.131

みなさま、こんにちは。

BeAmbitious 社会保険労務士法人です。

今月は、4つのテーマでお届けします。

いいの事務所ニュースに関するご質問については、
当事務所担当までお問合せください。

今月のテーマ

- 【1】賃金のデジタル払い
- 【2】マイナンバーカードの健康保険証利用
- 【3】健康保険料率の変更
- 【4】出産育児一時金が50万円に増額

【1】法改正に伴う「賃金のデジタル払い」について

労働基準法第24条による「通貨払い」の原則

会社が従業員に支払う給与は、現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、預貯金口座や証券総合口座への振り込みが認められてきました。

2023年4月1日からは、「デジタル払い」での給与支払い方法も認められることになります。

選択肢が
増える！



Q. 賃金のデジタル払いとは？

資金移動業者（〇〇Payなど）のスマートフォン決済アプリ等に送金し、給与を支払うことをいいます。会社が選択できるのは、厚生労働大臣が指定した資金移動業者のみです。

Q. 今後の流れと会社の対応は？

2023年4月以降	資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請、厚生労働省で審査（ <u>数か月かかる見込み</u> ）
↓	
大臣指定後	各事業場で給与規程（賃金の支払いに関する事項）の見直し、労使協定を締結
↓	
労使協定締結後	個々の労働者に説明し、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払い開始

* ご利用の給与計算システムの対応状況をご確認ください

Q. 導入時の注意点は？

- ◆ 賃金デジタル払いは、給与の支払方法の選択肢の1つとなるため、社員がデジタル払いを希望しない場合は、これまでどおり銀行口座への振り込みや現金で支払う必要があります。
- ◆ プリペイド式デジタルマネー、現金化できないポイントや仮想通貨での支払いは認められていません。
- ◆ 口座の上限額は100万円以下に設定されます。上限額を超えた場合は、あらかじめ労働者が指定した銀行口座などに自動的に送金されるようになります。

【2】マイナンバーカードを健康保険証として利用できる

健康保険証を、2024年秋頃をめどに廃止する動きがでています。すでに医療機関や薬局の受付に設置される顔認証付きカードリーダーに、マイナンバーカードを置くことで、情報照合が行われ本人確認が行えるようになっていきます。なお、マイナンバーカードを健康保険証として使用するためには、事前登録が必要です。

2023年4月からは、医療機関にマイナ保険証対応システムの導入義務化、従来の保険証を利用する場合に比べ、初診料の自己負担額が軽くなる等、政府の医療デジタル化の後押しにより切替が進むと思われます。

～マイナンバーカードを健康保険証として使用するメリット～



①ずっと保険証として利用できる

就職や転職、引越をしてもマイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。

②事務担当者の手間が削減できる

企業の事務担当者は、郵送等による健康保険証の受け渡しの手間がなくなり、社員は、健康保険証の到着を待たずにマイナンバーカードを健康保険証として使用することができます。

③限度額認定証の申請が不要に

入院等の高額な医療費が発生する場合、事前の手続きなしに高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。従来の健康保険証は、保険者（協会けんぽ、健康保険組合等）に事前申請し、交付された限度額適用認定証を医療機関の受付に提示する必要があります。

④確定申告時の医療費控除が簡単に

自身の医療費情報を確認でき、医療機関等の領収書がなくても手続きができるようになります。

⑤健診や薬剤の情報が確認できる

自身の健診結果や薬剤の情報が閲覧できるようになり、健康管理や医療機関での相談に活用できます。

【3】3月分（4月徴収）より協会けんぽの保険料率に変更されます

給与計算担当者の方はご注意ください！

2023年3月以降の都道府県単位ごとの保険料率が、全国健康保険協会のホームページに公表されています。なお、東京都は10.00%、神奈川10.02%、千葉9.87%になります。40歳から64歳までの方に加算される介護保険料率は、1.82%（2022年度1.64%）に変更になります。

健康保険組合に加入の事業所については、加入先または弊社担当者にご確認ください。

【4】4月1日以降、出産育児一時金が増額されます

42万円から50万円に増額へ！

出産育児一時金とは、健康保険の被保険者や被扶養者が出産したとき（妊娠85日以後の生産（早産）等）、出産に要する費用の経済的負担の軽減を図るために、被保険者に支給される現金給付です。

支給額は、2023年4月1日の出産から1児につき50万円に増額されます。

支払方法の多くは、直接支払制度を利用されているため、特別な手続きは不要となっています。ただし、出産にかかった費用が出産育児一時金の額より少ない場合は、その差額を請求する手続きが必要です。

ご不明な点は、弊所担当者までお問い合わせください。